

令和6年8月教育委員会臨時会会議録

日時 令和6年8月5日（月）

18:30～19:30

場所 役場 第3会議室（3階）

出席者：森田教育長、山下委員、松尾委員

富木委員

事務局：朝長次長

1. 出席者の確認 馬場委員、渡邊指導主事、筒係長欠席

2. 会議録署名委員氏名
山下委員、松尾委員で了承されました。

3. 議題

1) 波佐見町条例の改正について

森田教育長

それでは、お忙しい中にお集まりいただきありがとうございました。臨時会ということで招集させていただきまして、ありがとうございます。

馬場委員さんは、今日は大村の方で塾が決まっていたということで時間の都合がつかないということで、このメンバーで始めさせていただきたいと思います。山下委員さん松尾さんが会議録の署名委員ということでどうぞよろしくお願ひいたします。

今日の議題はそこに書いてありますように、波佐見町奨学金の条例の変更を、8月30日に開会をされる9月議会に、教育委員さんの皆様方のご意見を頂いて上程したいと思ったもので、お忙しいところご参集して頂きました。よろしくお願ひいたします。

それでは次長の方から提案お願いします。

朝長次長

それでは2ページを御覧頂きたいと思います。波佐見町奨学条例の一部を改正する条例ということで、今度9月議会で上程をさせていただくという、議案になっております。

【資料に基づき説明】

森田教育長

波佐見町が単独で行っている奨学金事業が、波佐見町奨学金とものづくり奨学金の2種類です。両方とも貸与型になります。資料の8ページ、これを話題にしたのは、中村係長から文言等に不備があるのではないかということと、物価高騰等を受けてやはりもう月額を上げないと厳しいのではないか

いかということの二つの提案から、今回の改正に至りました。

まず2条についてはいかがでしょうか。全ての条件をクリアしておかないとちょっと対応がしづらいところもあるかなあということで、はつきりしたらしいよねということです。

松尾委員

波佐見町の奨学金に申し込むとき、他の奨学金との重なった申請でも大丈夫ですか。

森田教育長

基本的には大丈夫です。基本的には日本育英会あたりが一番多いだらうと思います。だから波佐見町の奨学金を借りることもできますが、一番話題になったのはやっぱり借金地獄、奨学金地獄がこれだけ今話題になっているということで、本来なら貸与型から給付型が望ましいことも話し合いました。しかし、一度に給付型というのは、財政的にとても厳しいかなということになりました。8ページの資料で、県内の自治体でも給付型をやっているところがあります。特に大学に対する給付型をやっている自治体もありますが、給付方にはなかなか今すぐには持つていけないところがあります。まずは貸与型でやっていきたいということで、他の奨学金とダブったとしてもそれは本人の返金額が、増えていくだけなので、それによって受けられませんとかいうことには申しておりません。ただ実際、2つも3つも奨学金を借りている人はいません。だから本町よりも高い奨学金を借りているというのが現状です。

富木委員

年間に何件ぐらい申込みがありますか。

朝長次長

現状3人貸与しています。外国の大学に行かれている方と、熊本の大学に行かれている方です。その方から大学院へ新たに進学をしたいということで、申請がありました。

森田教育長

年に1人いるかどうかというぐらいです。

朝長次長

ものづくりとかも含めたところで、年に1回は広報で周知をするような形ではしております。

森田教育長

借りる側からすれば、どんなメリットがあれば借りるのかとなってくると、恐らく給付対応の違いと、額の大きさだと思いますが、でも額が大きいと返還する額が大きいので厳しくなります。だから、たくさん借りたいけれど、終わった後に返還する時に、その返還地獄に陥るのは嫌だなということが、きっと奨学金の見直しという大きな視点だと思っています。そろそろ給付型への移行という、基本的に奨学金の制度については考えていかなくてはいけないという大きなうねりがあるだろうとは思っていますが、

小さな自治体としてはなかなかそれが厳しいところが現状です。県内でも、4自治体ぐらいが給付型をされています。配布資料にあるように佐々町が入学時に30万されています。それと大村市が25,000円、五島市は20,000円となっています。

松尾委員

返済期間は選べますか。

朝長次長

6か月後から10年の期間にその全額を返還しなければならないということ、奨学金の8条に載っています。10年間ですね。

森田教育長

改正で何かご質問等々があればお願ひします。先ほどの次長の説明で、2年前の議会で奨学金の貸与の増額等々の支援について考えはないのかということが、一般質問にありました。奨学金そのものの制度見直しや物価高騰等があるということ考慮して今回提案をするという流れですね。仕組みそのものの見直しではなくて、あくまでも対応枠の増額というところで、少しでも子供たち学生の支援ができるかということの部分と、フアジーだった部分を明らかに明文化したというところです。

まず2条については大丈夫でしょうか。条件のいずれかではなくて、全ての項目ということと、外国人の使用許可の外国人を除く言葉の文言を削除するようにします。

松尾委員

学校長からの成績優秀者という、それを提出しなければいけない。何か規定のフォームがあって、学校長に記入を求めるわけですか。

森田教育長

平均点が何点以上とか、評価が何点以上というのがありましたので、恐らくそういうところだと思います。ある程度学校からの成績とか人物評価書が来て、検討委員会で検討されるんだろうと思います。

松尾委員

全てを該当するようにする場合には、何かしらを決めないと。また結果的に同じお話になると思います。

森田教育長

これまでの実績の中に、これは多分あると思いますし、様式もあると思います。

朝長次長

川棚町と東彼杵町を見たら、出身学校長から推薦されたものということになっています。成績優秀者というのは付いてないですね。

松尾委員

高校生の場合は、高校からもらうということですか。

森田教育長

そうです。ものづくりの部分は、何点以上というのが出ていました。そ

れと収入の部分で何万円以下ということになっています。その部分は確認をしていきたいと思いますが、適当にできないところもありますので。一度ものづくりと確認しながら、過去の例を確認をしていきます。よろしいでしょうか。

【委員了承】

それでは3条、貸与する高校生相当という文言を、はっきり高等学校、高等専修学校、高等専門学校ということで明記すること、その額を月額5,000円アップの15,000円。短大と同等という文言を、大学、短期大学、大学院、専門学校と分類、明文化し、20,000円から25,000円にアップするという学校種の明記と貸与額の増額ということで、これについてご意見があれば、よろしくお願ひします。

山下委員 佐世保高専はどの分類に入りますか。

森田教育長 高等専門学校になりますね。例えば佐世保市にあるような高等専修学校もあります。

山下委員 4年生、5年生でもですね。

森田教育長 そうですね、もう高等専門学校生の場合は、5年が原則ですからね。そこから途中で大学に行く人もいますので、そのときは大学の方に変わっていくということですね。

それでは第3条、学校種の明記と貸与額の月額の5,000円増額という形で、よろしいでしょうか。

【委員了承】

はい。第4条は貸与期間の部分もはっきり、高校、大学だけの表記だけではなく、在籍している学校の正規の就業期間ということで、先ほどの例えれば高専であれば大体5年が原則ですが、大学に進学すればその分が今度は大学の修行期間で変わってくるようになっています。改正は、これでよろしいでしょうか。

富木委員 5,000円増えた分で10年間で償還となったら、高校の場合1,500円、大学で2,000円の償還額が増えるということですね。

森田教育長 10年間の償還で行けばですね、あとその人の収入等々にも寄ってくるでしょうね。

富木委員	やはり償還に差し障るような金額にアップすれば、やはり先ほど言われるようないろんな問題が出てくるでしょうから。
森田教育長	奨学金を上げたらからと言って、町の財政に影響することはないので、結局本人の返すのが大変になってくることになります。変な言い方をすれば、借りる本人は毎月は助かるけれど、返すときに大変だっていうことになってくるので、多分借りる本人がどう判断されるかですよね。
朝長次長	借りる金額も以内となっています。25,000円となっていますが、借りる本人が20,000円で良いとなれば、それで大丈夫です。
山下委員	25,000円になっているので、20,000円で良いということですか。
朝長次長	そうです。
山下委員	上限が25,000円ということですね。
松尾委員	休学すればどうなりますか。
朝長次長	正規の修業期間となっていますので、休学期間は入りません。
松尾委員	休学期間は入らない。給付しない。
森田教育長	基本的に、そうです。奨学生ファーストになってないですよね。残念ながらやっぱり小さな自治体はそうならざるを得ないところもあるし、厳しいところがあると思います。ただ、奨学生の方が、もし休学して、また復帰して、奨学金が復活しても、結局返す額は同じことなので、その部分は全然変わりません。
	奨学額を上げましたが、本人がきついといって、25,000円にしましたが、25,000円借りる子が出てくるかというと、そうではないかも知れないですね。返す額が大きくなるので、20,000円で良いですという子もいるかもしれませんし、15,000円で良いという子も出てくるかもしれません。だから本当に奨学生ファーストになっているのか。
松尾委員	給付型を創設すれば増えるかもしれません。
森田教育長	もちろんです。そうなると町が全てを負担しないといけなくなるので、町全体の課題となります。

朝長次長	誰もかれもということではなく、ある程度は条件が付いてくると思います。
富木委員	波佐見に帰って来なさいとか。
朝長次長	そうです。
松尾委員	給付型には、帰ってくることを条件に、結構多分どこの自治体でも細かく条件をつけますよね。
森田教育長	9ページの下の奨学金の支援制度が、結局今の波佐見町の支援の現状ですね。ここを変更しない限りはあまり変わらないところが正直あるんですね。だから、私たちも検討している中で、給付型にできないのであれば、移住定住の観点から、この対象事業所の措置を外すそうとか意見も出てきました。実際ものづくり奨学金も現在の利用者はゼロなんですね。ということは、魅力がないからだろうというところと、魅力がない理由は何だろうかという部分ですね、選ばれない理由は何なのかというところの部分で、今さっき次長が言ったように、今結構ハードルが高いから、そこまでして借りなくても良いと思われているんだろうと思っています。せっかく魅力あるものや、波佐見町らしい魅力ある制度を作っていても、実際利用している子供が少ない。
富木委員	ものづくり奨学金は、農業関係では特になですか。
朝長次長	ないですね。このものづくり奨学金は、波佐見高校の美術工芸科を想定していて、美術系の大学などを想定しています。
森田教育長	その意見も出了ました。ものづくりという範囲を、美術、やきものだけではなくて、今言った農業もそうかも知れないし、何かを作るというものに、ものづくりという大きな枠の方が良いのではないかという意見も出了ました。やきものとかの限定でないのか、芸術とか何かを生み出すような、農業でも良いんじゃないのという意見も出了ました。例えば新たな農業のやり方を考えてとかいうことでも、だからハードルを緩和していかないと、魅力にならないと思っています。私たちもものづくりをもっと、いい意味でファジーにした方が良いのではないかと、事務局でも話し合っています。
朝長次長	農業関係は国の補助金が充実しているので、帰ってきて就農したら年間150万とか補助金が充実しているので、そういうところもあります。

富木委員	学校に行っている間が対象なのか。
朝長次長	奨学金を借りて農業大学に行ってということですね。
森田教育長	それでは、まず今回上程する一部改正については、今協議頂いた条例の変更については、改正の提案ということでおろしいでしょうか。

【委員了承】

今9ページの話題が、ものづくりのものづくりがどこまでが良いだろうかとか、奨学金支援、例えばその支援を3業種に限定せずに、波佐見町に帰ってきた人は全てとか、もっと魅力的になるのではないかという意見交換もしているところです。

朝長次長 今後も、他にもこういったことも良いんじゃないだろうかとか、いろいろなアイデアをいただきながらですが、ちょっと先ほども言ったとおり、財政が伴うので、財政と協議しながら、波佐見町により良くなるような制度に改めていけたらと思っています。それと、ものづくり奨学金は実際本当に利用者がいないので、やっぱりハードルが高いんだろうなと思っています。波佐見高校の美工科は佐世保の生徒さんが多いので、波佐見に帰つてくるのではなく、帰ってきても佐世保に帰つてくるんだろうと思います。そこをどうしていくのかなっていうところがあると思います。佐世保に帰つても波佐見町で就職っていうのも良いのかなども思っています。そこら辺りは、また今後の協議になってくるとは思っていますが、多分そこが一番のネックになっているのではないかと思っています。やっぱり、どうしても波佐見町のためにということになってきますので、波佐見町に関係するということが、どうしても条件として出てくるところではあるとは思っています。

松尾委員 高校生までは、本当に奨学金を借りないと、普通学校に進学ができないということが困るだろうと思います。奨学金がないと困るという高校生は一定数いると思います。ただ大学になると、少しその奨学金の意味が変わってくるところもあるのかなとも思います。だから大学生になると、貸すことが良いことなのかどうなのが、よく分からなくなってくるのではないかとも思います。地元に帰らなければいけないとかいう条件付でも、お金を借りて大学に行くかと言われたら、いや頑張って自分たちで何とかしますと考える大学生もいると思います。だから、私たちは一生懸命考えて、波佐見町に帰つてきて欲しいから、借り易いように条件を整えようと思っていますが、大学に進学する時には、意外と家族的にも本人も、自分で大学に行きたいので、自分でどうにかしますと思っているので、ハード

ルが高いというだけではなくて、借りないんだと思います。

朝長次長 そうですね。帰ってくるような条件ですので、そうは大学生は思っていませんからね。

松尾委員 でも、貸す側としてはやっぱり波佐見町に帰ってきて欲しいですね。

朝長次長 だからそういう条件を付けています。そう考えられていない大学生は、他の奨学金を借りられるんだろうと思います。もちろん、波佐見町の奨学金も借りて、帰ってこなかつたら、返してもらえば全然構わないので、帰ってきた場合は、そういう給付的な補助金がありますよというだけですね。

森田教育長 繰り返しになりますが、貸すだけであれば、町の財政として影響はありません。だからこの給付型にするとか、ものづくりの対象を広げたり、業種を広げるとなると、今度はどうしても財政の方に関わってきます。方向性としてはそちらの方に持っていくたいと思っていますが、うちみたいな小さな自治体で、そんなことができるのかという部分のどうしても大きな課題があるので、国のかなり大きな支援を頂かないといけないし、例えば育英会みたいにもう国がポンと動けば、多分そっちの方にみんな行くだろうと思います。松尾委員さんがおっしゃったように、例えば高校なんかはどうしても経済的にひつ迫をしているので、何とかその15,000円でも有効に使いたいという思いがきっとあると思います。でも大学って本当にそうなのかなって、そこまでの部分じゃなくて、どちらというと生活費だとかもアルバイトの何とかという部分があるので、というところもきっとあるだろうと思うし、ただ今、奨学金の現実的なニュースなんかになるのは、やっぱり苦学生の子たちが借りないとやっていけなかつたので借りました。でも実際に今の就職難や物価高等々で、返すお金の方も精いっぱいで、もう地獄に陥ってしまっているところが本当に、異次元の子育て、あるいは人口減少対策とか、少子化対策なんかにつなげていくためには、本当にこの給付型をしない限りは、多分救えないだろうとは思います。だから8~9ページの資料については、あくまでも、波佐見町が今後どういうふうな姿を持っていったら良いだろうかというところも、ある程度方向性を確認する意味で、実際に県内自治体で4自治体が給付型、全てじゃないと思いますが、給付型を取り入れている。もちろん条件等々もあるとは思いますが、給付型を進めている自治体も実際出てきたというところで、本町にこのものづくり奨学金と波佐見町奨学金という2種類がありますが、どうしても今その条件が少し高いので、なかなか利用者がいないということ、その条件の部分、ものづくりのものってどこまでの範囲を言うのか、業種を3業種ではなくてもう少し広げられないかとか、補助額を、例えばって

いうか、その給付も含めてですよね。事務局で出たのは、ものづくりのものっていうところと、やっぱり対象事業者を増やさない限りは、移住定住促進にはならないよねとかですね。先ほど言ったように農業関係は別の補助金があるのでということでいくと、窯業と農業を基幹産業としている波佐見町では、やっぱりこの二つに対してある程度補助はしているんだよっていうことは言えていますが、でもそれ以外でということになった時に、果たして借りるかどうか、まだ分からんんですよね。そこまでしてまで借りるかどうか、波佐見町の奨学金をですね。実際がいないので、あるいはリクエストがあって、こうしてくれたら借りるんですけどねということも、あまり聞こえてこないというかですね。給付型にすれば、多分借りるんでしょうねけど、それは間違いないとは思いますけどね。そうなると、さっき言われてよう、極端に言えば、遊ぶためのお金も借りても別に返さないで良いとなると、ちょっと主旨が違うから、奨学金そのもののシステムがもう根底から変わるところあるかなということもあるし、難しいですよね。

松尾委員

奨学金を出してあげるだけが、良いことばかりではないですよね。

森田教育長

そういう面もあるんですね。本当に必要な子には、やっぱり必要な奨学金を与える、必要がある子には、経済的な理由、あるいは学業成績的なものもあると、この子はもう大丈夫だよねっていうような、やっぱり資格をきっちり研究検討をして、この子だったら大丈夫ですよというところの部分を、条件示して、例えば、年間高校生が3人まで、大学生が5人までとかそういう条件がないと、野放図にはできないでしょう。波佐見町に帰ってくるという条件をつけるかどうかなどについて、学生、子供たちの意見等々あるいは、お知り合いの方々でこんな奨学金だったら、借りても良いよみたいなことの情報を頂ければありがとうございます。方向性としては、このものづくりと町の他奨学金の補助、支援の部分の見直しがいいところに、ある程度の理屈づけをしながら、財政当局に話をしていきたいと思っています。大きな目当が、やっぱり移住定住促進と少子化対策でしょうね。やっぱ苦学生を救いたい。

今日の部分については、先ほど頂いた条例変更についての承認を教育委員さんたちから頂きましたのでこれについて上程をしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員了承】

あとの8~9ページについて、方向性を確認しながら、先ほど言いましたようにお知り合い等々に、こういう奨学金だったら魅力的じゃないっていうようなところの部分の、そういう条件的なものを教えていただき、少し

ずつ形つくっていって、町財政当局にもその旨伝えていけたらなと思います。これは直ぐにできることではないかもしませんが、魅力発信をするために、ある程度、時期的なものを区切っておかないと一つになるか分からぬことだったら、多分魅力にはならないという気持ちは持っておりま

す。

はい。それでは、貴重な御意見頂きました。ありがとうございました。
以上をもちまして臨時会お疲れさまでしたありがとうございました。

※次回定例会 令和6年8月23日 10時00分から
役場第1会議室

令和6年8月5日教育委員会定例会会議録署名	
署名	山下祐子
委員	松尾保子